

* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *

答 申 書

平成19年(2007年)2月19日

豊中市特別職報酬等審議会

平成 19 年 2 月 19 日
(2007 年)

豊中市長
浅利 敬一郎 様

豊中市特別職報酬等審議会
会長 西口 公之

特別職の報酬等について（答申）

平成 18 年 12 月 27 日付け豊総人第 837 号で諮問のあった議会の議員の報酬並びに市長及び助役の給料の額について審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

記

1 特別職の報酬等の額について

議会の議員の報酬並びに市長及び助役の給料の額については、現行額を据置くことが適当である。

2 報酬等の額を据え置くこととする理由

特別職の報酬等の額は、平成 9 年 4 月に改定されてから 9 年が経過している。

この間、一般職の給料改定率は、給料表上 6.5% 減じられている。これは、平成 17 年度の人事院勧告を踏まえ、豊中市において平成 18 年 4 月に実施した給与構造改革（給料の大幅な減額改定）が大きく影響している。

しかし、給与構造改革においては国家公務員と同様、給料の実支給額は改定前の額を据え置く“現給保障方式”を採用したため、実質の給料改定率では 0.46% の減少にとどまっている。

大阪府内各市の特別職の報酬等の改定状況を見ると、国家公務員が給与構造改革を実施した平成 18 年 4 月以降において改定を行なったのは 1 市のみであり、他の近隣都市及び全国の類似都市においてもほとんど改定されていない。また、府内他市との比較における本市の報酬等の額は、人口規模及び行政水準等を考慮すると、著しく突出はしておらず、また特別に落ち込んでいるとも言えない。

本市の財政状況は、赤字体質からの脱却には未だ至っておらず、行財政再建計画の途上にある。そのため、市長は行政執行責任者として助役等とともに給料を自主的に減額している。現行の自主減額期間は平成 19 年 3 月末までであるが、平成 19 年 4 月以降も新たな自主減額の方角性を示唆されており、また、議会の議員についても現在、期末手当を自主減額している状況にある。

一方、市長は市を統括し、代表する地位にあり、助役は市長を補佐する最高の補助機関である。いずれも常勤であり、給料額はその職責に見合ったものでなければならない。また、議会の議員については、代表制民主主義の根幹をなすものであり、その報酬額は議員活動を保障し、優秀な人材を確保するために十分な額とする必要がある。

こうした様々な情勢等を勘案し、今のところ市長等の報酬等の額を改定する必要はないとの結論に達した。

豊中市特別職報酬等審議会 委員

池田 博

鈴木 春枝

関家 鎧一

高尾 正敏

西口 公之

橋本 忠男

久岡 眞佐代

松倉 信之

山浦 莊平

(五十音順)